

西蒲区役所新庁舎基本構想



豊かな自然
豊かなところ
西蒲区

令和6年5月

新潟市

西蒲区役所 地域総務課

目次

はじめに.....	1
第1章 基本構想策定の目的と経緯.....	2
1 基本構想策定の目的と位置づけ.....	2
2 新庁舎整備検討の経緯など.....	3
3 西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議.....	6
第2章 西蒲区役所庁舎の現状と課題.....	8
1 西蒲区役所庁舎の現状と課題.....	8
2 本市をめぐる主な動き.....	11
第3章 新庁舎整備の基本方針.....	13
1 整備位置について.....	13
2 新庁舎整備の基本方針.....	14
第4章 新庁舎整備の概要.....	15
1 庁舎機能と施設・設備の整備方針.....	15
2 施設規模.....	20
3 既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散.....	21
4 多機能化について.....	22
5 施設計画.....	23
6 フロア配置計画.....	24
第5章 整備手法・整備の流れ.....	25
1 整備手法.....	25
2 整備の流れ（想定）.....	25
用語解説.....	26



現在の西蒲区役所庁舎

はじめに

西蒲区役所の庁舎は築後60年以上経過しており、老朽化やバリアフリーへの対応など多くの課題を抱えています。

また、人口減少・少子高齢化や厳しい財政状況下で、区民の多様な要望に対応した区役所が求められています。

新庁舎の整備にあたり、平成28年度、各地区のコミュニティ協議会の委員などで構成された「西蒲区役所庁舎整備勉強会」の中で、「新庁舎を現在地で整備してはどうか」と意見集約がなされました。

また、平成30年度に、勉強会の意見集約を踏まえ、現在地で早期に着手していただきたい旨、西蒲区自治協議会からの要望書を受理しました。

西蒲区としては、こうした議論を十分尊重し、現在地での建替えを進めることを基本に、庁内での議論を重ね、現在地での建替えを基本として正式に動き出すこととなりました。

令和5年度に入り、基本構想策定のための西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議を設置し、区役所新庁舎に求める機能や多機能化等に関する内容をまとめていただき、令和5年11月に市長へ意見書を提出していただきました。

西蒲区では、検討会議や住民説明の場でいただいたご意見を総合的に考慮したうえで、より区民サービスの向上に資する新庁舎整備を目指し、西蒲区役所新庁舎基本構想を策定しました。

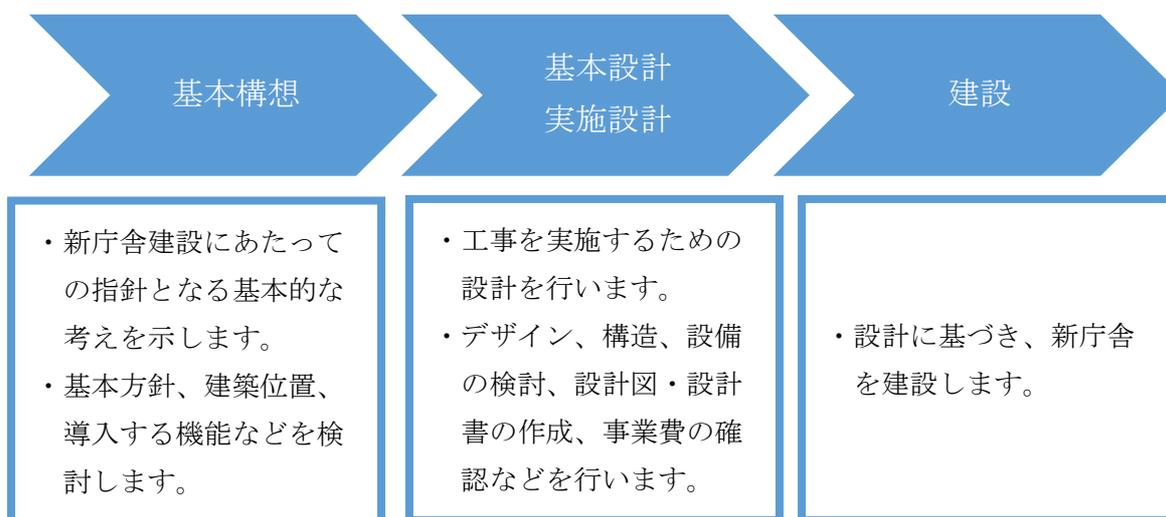
引き続き、区民への周知及び説明を丁寧に進めるとともに、西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議や住民からの意見を踏まえ、新庁舎整備を進めていきます。

第1章 基本構想策定の目的と経緯

1 基本構想策定の目的と位置づけ

この基本構想は、新庁舎整備にあたり、現状や課題を明確にし、新庁舎整備の基本方針をはじめ、新庁舎の位置や機能、規模、事業スケジュールなどを示すことを目的に策定しています。

基本構想の策定後は、下記の段階を経て新庁舎を整備することとしており、令和6年度以降に、基本設計、実施設計、建設を順次進めていく予定です。



基本構想の位置づけ

2 新庁舎整備検討の経緯など

新庁舎整備の検討は、これまでの間、様々な要望をいただき、検討がなされてきました。これまでの検討経緯や説明の経過などは以下のとおりです。

(1) 検討経緯・住民説明など

年月など	内容
H19.11～H20.10 新潟市区役所整備 検討会議(外部委員)	「施設状況」「交通アクセス」「安心安全」の観点で検討、順位付けし、平成 20 年 10 月に提出された報告書を受け、市長が区役所整備の方針を示す。
H21.3.27 西蒲区自治協議会	現庁舎は手狭かつ老朽しており、サービス向上のためにも早期の建替えをお願いしたい旨の提案書を受理。
H23.12 巻地区まちづくり協 議会、巻商工会、巻 観光協会	区役所庁舎の建替えをするのであれば、巻駅隣接地(新潟市所有地)に建替えをお願いしたい旨の要望書を受理。
H23.12 西蒲区自治協議会	区役所整備にあたり、新潟地域振興局巻庁舎あたりが最適地である旨の要望書を受理。
H28.10～H29.2 西蒲区役所庁舎整 備勉強会	勉強会を 5 回開催(委員:自治協、各地区コミ協、市議等) この勉強会の報告書で、3 つの整備候補エリアの比較がなされた。 ①R116 巻中央 I.C.周辺(自治協議会要望書) ②JR 巻駅周辺(まちづくり協議会、商工会、観光協会要望書) ③ 現在地 ⇒「新庁舎を現在地で整備するのが望ましい」との意見集約。 (参加者全員了承)
H30.5 西蒲区自治協議会	西蒲区役所庁舎整備勉強会の意見集約を踏まえ、現在地で早期に着手してほしい旨、西蒲区自治協議会からの要望書を受理。
R2.11 市長とすまいるトーク	「西蒲区役所の整備については、平成 28 年度に勉強会で皆さんからいろいろご意見をいただいている。それを踏まえて今後、どのような規模で、どういう機能を持たせるかということで進めさせていきたい。」(市長)
R3.11 市長とすまいるトーク	「平成 28 年度の地域の皆さまの勉強会での意見を尊重するとともに、老朽化などの施設の状況や人口の見通しなどを踏まえ、本庁と区役所の役割分担、業務のあり方などを整理し、区役所の持つべき機能、施設規模などの整備方針を検討していく。」(市長)
R4.3 市長と区自治協議 会委員との懇談会	「平成 28 年度に区と関係者の皆さま方から事務局がいただいた意見を尊重しながら、進めて参りたい。」(西蒲区長)

年月など	内容
R4.4 市長とすまいるトーク	「西蒲区役所の老朽化については認識しており、現在、本庁と区役所の役割分担、業務のあり方などの整理を検討させていただいている。もしばらくお時間をいただきながら、この作業を続けさせていただきたい」(市長)
R4.8 政策検討会議(庁内会議)	西蒲区役所は基本構想策定に一步踏み出すこととなり、これまで議論してきた現在地での建替えを基本として動き出すこととなった。
R5.4 西蒲区自治協議会	整備位置は現在地を基本として進める旨を説明。
R5.5 市長とすまいるトーク	整備位置は現在地を基本として進める旨を説明。
R5.6 近隣住民への説明	巻地区コミュニティ協議会自治会部会にて、現在地に新庁舎を整備する方向性を説明。 開催場所:西蒲区役所 参加人数:28名
R5.6~8 各地域コミュニティ協議会への説明	区内9つの地域コミュニティ協議会ごとに、現在地での建替えを含めた区役所整備に関するこれまでの経緯、今後の進め方について説明。開催場所:各地域 参加人数:計259名(全9回)
R5.6~10 西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議	西蒲区役所の新庁舎整備にあたり、主に新庁舎の機能について、意見交換を行いながら、基本構想を策定に関する意見を検討。(全4回開催)11月10日市長宛てに意見書を提出。
R5.10 区内コミ協会長・事務局長会議	区内コミ協会長・事務局長などへ現在地での建替え方針におけるこれまでの経緯や寄せられた意見に対する考え方について説明。
R5.10 近隣住民を対象とした説明	近隣住民(巻9区自治会、巻10区自治会)を対象に、現状や今後の進捗を説明。 開催場所:西蒲区役所 参加人数:23名
R5.11 区内7コミュニティ協議会からの要望	新庁舎整備事業について、区民への丁寧な説明と合意形成を求める旨の要望書を受理。
R5.11~R6.1 住民を対象とした説明	主に西蒲区の住民を対象に、現在地での建替えを含めた区役所整備に関するこれまでの経緯、今後の進め方について説明。 開催場所:巻地区公民館 日時:11月30日 参加人数:77名 巻ふれあい福祉センター 日時:1月19日 参加人数:18名
R5.12 若手世代との意見交換会	西蒲区の若手世代主催の西蒲区新庁舎についての意見交換会に参加(主催:にしかん創生会議・西蒲商工会青年部協議会)。 開催場所:巻地区公民館 参加人数:50名
R5.12~R6.1 各地域コミュニティ協議会への説明	区内7つの地域コミュニティ協議会ごとに、現在地での建替えを含めた区役所整備に関するこれまでの経緯、今後の進め方について説明。開催場所:各地域 参加人数:計156名(全7回)

(2) 市議会答弁・説明、市長公約

年月など	内容
R1.6 6月議会答弁	「人口の見通しや現庁舎の老朽度といった施設状況などを踏まえ、市としての方向性を整理、検討していきたいと考えている」(政策企画部長)
R3.6 6月議会答弁	「市民サービスの提供や災害時の拠点といった、区役所が果たすべき機能が発揮できるよう、市としての方向性を整理、検討していく」(政策企画部長)
R4.9 9月議会答弁	「西蒲区役所は築後 60 年を経過していることから、まずは西蒲区役所の建替えに向けた具体的な検討を進めていく」(市長)
R4.10 市長選公約	「西蒲区役所の建替えを進めるとともに南区役所の今後の建替えを検討するなど安心して避難できる避難所の確保とあわせ、災害時の拠点としての機能強化を図ります。」
R4.12 12月議会答弁	「当面は現行の8区体制を維持していきたい。その考えのもと、西蒲区役所は築後 60 年、南区役所は 50 年を経過していることから、安心して安全なまちづくりを進める上で、西蒲区役所の建替えや南区役所の建替え検討が必要であると考え、公約に明記した」(市長)
R4.12 総務常任委員会 協議会報告	現在地での整備が望ましいとの勉強会における意見集約及び区自治協議会からの要望書を踏まえた上で、区役所の建替えに向けて、基本構想策定を進める旨の説明。
R5.6 6月議会答弁	「区民の皆様から親しまれ、気軽に訪れていただける場となり、温かく活力あるまちづくりの中心的な存在にふさわしい庁舎となるよう整備を進めていく。整備位置については、区民の皆様がこれまで議論されたご意見を尊重し、現在地での建替えとしたいと考えている」(市長)
R5.9 総務常任委員会 協議会報告	現在地での建替えを進めることを含めた西蒲区役所庁舎整備事業の進捗について報告。

3 西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議

この基本構想の策定にあたり、多方面からの意見聴取および意見交換を目的として、令和5年度に西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議を設置しました。

学識経験者や地域活動団体の代表などから参画いただき、新庁舎に必要な機能を中心に議論いただきました。

(1) 西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議委員名簿

(順不同)

番号	区分	所属(役職等)	氏名
1	学識経験者【座長】	新潟国際情報大学 (経営情報学部准教授)	藤田 美幸
2	市附属機関	西蒲区自治協議会 (会長)	吉田 金豊
3	地域活動団体 (地域代表)	松野尾地域コミュニティ協議会 (推薦者)	渡辺 佳子
4	地域活動団体 (地域代表)	峰岡地区コミュニティ協議会 (推薦者)	長井 正雄
5	地域活動団体 (地域代表)	漆山地域コミュニティ協議会 (推薦者)	田辺 秀男
6	地域活動団体【座長代理】 (地域代表)	巻地区コミュニティ協議会 (推薦者)	五十嵐 光一
7	地域活動団体 (地域代表)	角田地区コミュニティ協議会 (推薦者)	山下 利諭己
8	地域活動団体 (地域代表)	岩室地域コミュニティ協議会 (推薦者)	本間 貢
9	地域活動団体 (地域代表)	西川地域コミュニティ協議会 (推薦者)	高橋 良明
10	地域活動団体 (地域代表)	潟東地域コミュニティ協議会 (推薦者)	坂井 克彦
11	地域活動団体 (地域代表)	中之口地区コミュニティ協議会 (推薦者)	田中 正夫
12	地域活動団体 (商工)	巻商工会 (推薦者)	本間 芳之
13	地域活動団体 (観光)	巻観光協会 (推薦者)	齋藤 一夫
14	地域活動団体 (子育て・教育)	潟東保育事業福祉会 (推薦者)	笠巻 明美
15	地域活動団体 (福祉・ユニバーサルデザイン)	社会福祉法人新潟南福祉会 (推薦者)	川村 美奈子
16	地域活動団体 (文化・スポーツ)	新潟市西蒲区スポーツ協会 (推薦者)	若杉 松男
17	一般公募	18歳以上、市の附属機関等の 委員でない者	畠山 直人

<アドバイザー>

1	防災の専門家	新潟大学 危機管理本部 危機管理センター教授	田村 圭子
---	--------	---------------------------	-------

(2) 検討の経過

区分	日程	主な検討項目
第1回	令和5年 6月29日	<p>座長選出、基本構想策定の進め方</p> <p>事務局から本検討会議の役割を説明し、主に新庁舎に必要な機能などについて、意見をいただきたい旨を説明しました。</p> <p>これまでの経緯と基本方針の確認</p> <p>現在地での建替えに至った理由などこれまでの経緯を説明し、意見書を作成するうえでの基本方針について説明しました。</p>
第2回	令和5年 7月13日	<p>庁舎機能、既存施設の有効活用</p> <p>新庁舎に必要な機能や、新庁舎整備にかかる出張所などの既存施設の活用のメリット、デメリットなどについて協議しました。</p> <p>庁内配置計画、アンケートの項目について</p> <p>庁内の配置計画について、委員意見を中心に協議しました。また、「必要な新庁舎機能」「西蒲区の特色、特徴を取り入れるべきか」について、区民向けアンケートを実施することを説明しました。</p>
第3回	令和5年 9月14日	<p>アンケートの集計結果について</p> <p>7月から8月に実施したアンケート集計結果について報告しました。</p> <p>有識者からの専門的意見について</p> <p>新庁舎の機能を検討するにあたり、有識者から公共施設の適切な経営および防災に関する専門的意見をいただきました。</p> <p>新庁舎の多機能化および整備手法について</p> <p>アンケート結果を踏まえ新庁舎の多機能化について協議するとともに、整備手法について協議しました。</p>
第4回	令和5年 10月26日	<p>検討会議としての意見書案の確認</p> <p>基本方針や主な庁舎機能など今までの議論を踏まえ、市長あてに提出する検討会議意見書案について協議しました。</p>

※令和5年11月10日、座長及び座長代理から市長へ意見書を提出しました。

第2章 西蒲区役所庁舎の現状と課題

1 西蒲区役所庁舎の現状と課題

西蒲区役所は築後60年以上経過しており、雨漏りや、崩落の可能性のある天井・外壁が多数あるなど、著しく老朽化しています。

また、エレベーターがない上、多目的トイレが1カ所しかないなどバリアフリー対応も不十分であり、耐震性にも問題があるため、早急な対応が必要な状況です。



▲ B棟南側玄関から見た軒下
コンクリートの一部落下



▲ おもいやり駐車場から見た軒下
コンクリートの一部落下



▲ 複数箇所からの雨漏り（室内）



◀ 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、一時的に封鎖となった南側入口

▶ B棟1階柱のひび割れ



(1) 現西蒲区役所庁舎の現状

【庁舎位置図】 所在地 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1



【現西蒲区役所庁舎の概要】

項目	A棟	B棟
建築年月	昭和52年10月31日	昭和36年12月10日
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建	
耐震性	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準建築物 ・H19耐震診断実施済み (震度6強から7程度の大規模地震の振動や衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある) ・耐震補強未実施 	
建築面積	2,168.20 m ²	1,704.66 m ²
	3,872.86 m ²	
敷地面積	5,556.52 m ² 【所有別内訳】 市有地:4,920.67 m ² 、借地:635.85 m ² 【用途別内訳】 庁舎敷地:3,691.67 m ² 、来庁者P:1,229.00 m ² 公用車P:635.85 m ² (借地)	
会議室	会議室:5、応接室:1	
駐車場	来庁者用:80台、公用車用:43台 【内訳】 敷地内駐車場－ 来庁者用:24台 公用車用車庫:4台 東側駐車場 － 来庁者用:56台 北側駐車場 － 公用車用(一部借地):39台	

【フロア図】



(2) 西蒲区役所庁舎の課題

①災害対策、施設や設備の老朽化及び耐震性能の不足

現庁舎は、昭和36年建築及び、昭和52年建築の建物で、いずれも旧耐震基準で建設されており、耐震診断の結果、「震度6強から震度7程度の大規模地震の振動や衝撃に対して倒壊または、崩壊する危険性がある」とのことから、耐震性能ランクはB判定となっています。

危険性	ランク
倒壊または崩壊する危険性が高い	A
倒壊または崩壊する危険性がある	B
倒壊または崩壊する危険性が低い	C

さらに、老朽化による雨漏り等が複数発生しており、原因を特定することが困難な状況です。災害等が発生した際の防災拠点としては万全ではありません。

②庁舎構造が複雑

昭和52年に増築されたことから、庁舎全体が複雑な構造となっており、来庁者にとって窓口等の場所が分かりにくく、不便をきたしています。また、窓口サービスや執務に必要なスペースとして十分な広さを有していません。

③高齢者や障がい者に優しくない庁舎

庁舎入口や庁舎内等に段差があるほか、エレベーターがないなど、庁舎全体において、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー構造になっていません。

④周辺道路・来庁者駐車場

周辺道路が狭く、アクセス面に課題があります。また、来庁者用駐車場の収容台数は80台で、繁忙期を除き満車になることは少ないですが、新庁舎においても十分な広さの確保が必要です。

⑤環境への配慮

庁舎内の照明は、LED化がおおむね完了しました。しかし、空調設備の効率は高くなく、また、建物自体のエネルギー効率も高いとは言えません。

⑥デジタル化の遅れ

申請、許可手続きのほとんどは、従来からの紙媒体で実施されています。そのため、申請、許可のデジタル化も遅れています。

2 本市をめぐる主な動き

(1) 人口等の推移

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、西蒲区の人口は、2050年には2020年と比べ4割余り減少するとともに、65歳以上の割合が5割を超える見込みです。

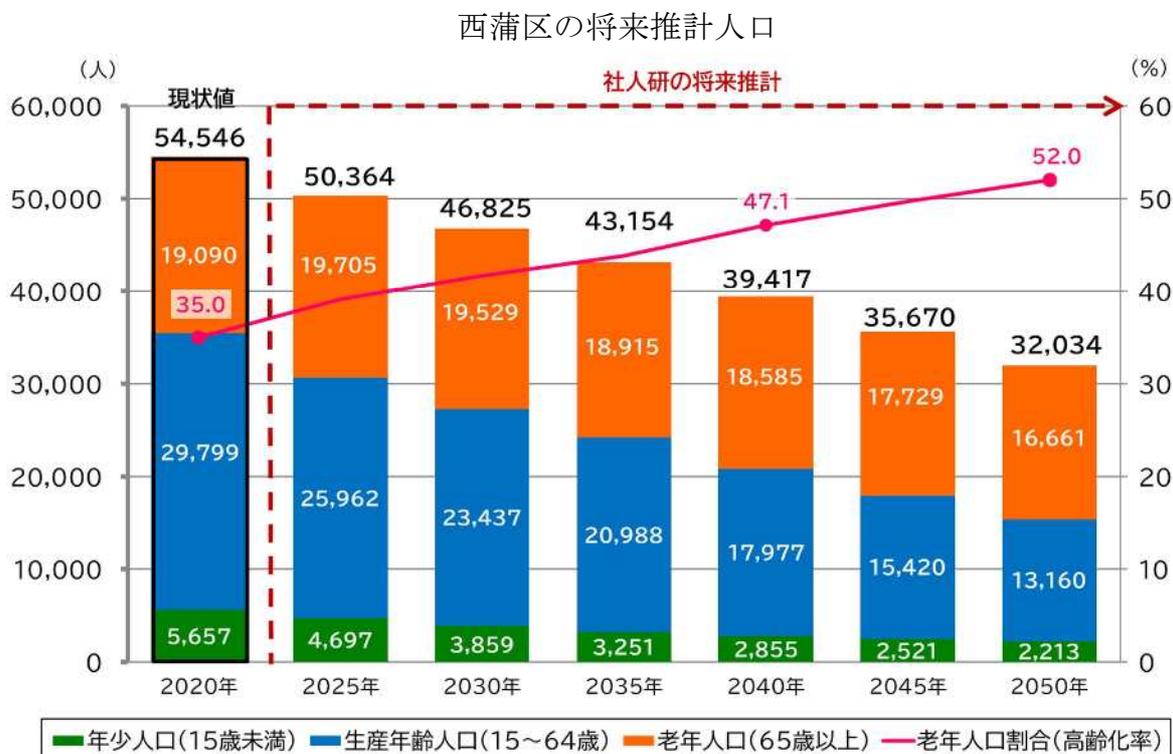
当面の間は、現在の人口に見合った施設が必要となりますが、将来的には、デジタル化の進展やこれからの人口規模と構成に合わせた、柔軟な使い方が可能な施設とする必要があります。

①将来推計人口（単位：人）

区域/年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
新潟市	789,275	763,812	738,295	710,425	680,256	648,435	616,385
西蒲区	54,546	50,364	46,825	43,154	39,417	35,670	32,034

②西蒲区の人口構成推計の推移（単位：人）

年齢/年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～14歳	5,657	4,697	3,859	3,251	2,855	2,521	2,213
15～64歳	29,799	25,962	23,437	20,988	17,977	15,420	13,160
65歳～	19,090	19,705	19,529	18,915	18,585	17,729	16,661



出典：令和2年国勢調査（総務省、2020年）

日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所、2023年）

(2) 財産経営*の基本的な考え方

市では、「新潟市総合計画2030」の中で、効率的で計画的な施設保全を推進していくため、公共施設やインフラ資産の長寿命化*、省エネ設備導入による脱炭素化の推進、ライフサイクルコストの削減を図ることとしています。

また、新潟市財産経営推進計画では、公共施設等の効率的な管理・利活用を図り、持続可能なまちづくりを目指すため、次のとおり、公共施設の基本方針と財産経営の4本柱を掲げています。

基本方針

公共施設

総量削減

- ・人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ、公共施設の更新費用や管理・運営費用の削減を目指します。
- ・人口動態や施設の利用状況などを踏まえ、需要に見合った施設規模で更新などを行います。
- ・必要に応じて、集約化*や統廃合などを検討し、施設の見直しを進めていきます。

サービス機能の維持

- ・単一目的の施設から多機能化*・複合化*施設などへの転換を図り、施設規模は縮小しても、同一スペースを様々な用途に活用することなどにより、サービス機能をできるだけ維持するように努めます。
- ・施設サービスを継続的に提供するために、市民の誰もがより使いやすく、安全にサービスを受けられるよう、施設を整備します。

財産経営の4本柱

- (1) 施設の最適化
 - ・活用最大化のための単一目的から多機能施設への転換
- (2) 施設の長寿命化
 - ・計画的な維持保全の実施、耐震性の確保、ユニバーサルデザイン*化の推進
- (3) 歳出の削減
 - ・施設更新時の規模適正化、効率的な運営など
- (4) 歳入の確保
 - ・未利用資産の売却、貸付、使用料の見直しなど

1 整備位置について

平成28年度に5回開催された西蒲区役所庁舎整備勉強会では、まちづくり、利便性、環境面、財政(経費)負担面を考慮し、これまでの要望箇所及び現在地を検討比較した結果、現在地で整備してはどうかと意見集約されました。

平成30年5月には、西蒲区自治協議会から勉強会での意見集約を踏まえ、西蒲区役所の新庁舎整備を早期に着手していただきたい旨の要望書の提出がなされました。

勉強会や条例設置の区自治協議会から、「現在地で早急に整備してほしい」と要望をいただいていることから、新潟市ではこれを重く受け止めなければならないと考えています。

また、区役所庁舎の老朽化が著しく、危険な状態であり、一刻も早い整備が必要であることや新潟市の財政状況も踏まえ、現在地での建替えを含めて議論していくこととしました。

そして市内部での検討の結果、「人口の重心地に近く、既成の市街地のほぼ中心に位置すること」「現区政が運営されており、区民に浸透していること」「公共交通機関の利便性があり、環境の負荷を低減できること」「新たに大規模用地を取得する必要がないこと」「既存用地を活用することで、経費負担を極力抑えられること」から、新たな用地取得や出張所への区役所機能移転よりも、現在地での建替えが適切であると判断しました。

そして、令和4年8月に開催した政策検討会議にて、西蒲区役所は基本構想策定に向けて一歩踏み出すこととなり、これまで議論してきた現在地での建替えを基本として動き出すことになりました。

2 新庁舎整備の基本方針

西蒲区役所庁舎整備勉強会の意見集約や各地域での説明会及びアンケートでの区民意見を踏まえ、基本構想検討会議から、西蒲区役所新庁舎における基本方針を次のとおり整理いただきました。西蒲区ではこの基本方針に基づき、新庁舎整備を進めていきます。

(1) 人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的な存在となる庁舎

- 平成28年度に開催された西蒲区役所庁舎整備勉強会では、「区民だれもが支障なく来庁でき、また気軽に訪れることができる雰囲気を持っていること」、「区の中のことは区民と区役所が協働で取り組み、自主自立的に解決することができる仕組みや、地域の特性を生かし区民自らが考え行動する地域活動を区役所が支援し、連帯感のあるところふれあうまちづくりを進めるうえでの拠点、活動の場となる区役所がもとめられています」と示されました。
- 基本構想検討会議の委員からは、「地域間交流や世代間交流を図り、区の一体感の醸成につなげるため、大人から子どもまで集える空間(スペース)の整備が必要」、「児童、生徒、学生なども、様々な活動が行える場として、有効利用できる仕組みづくりも効果的」との意見がありました。
- この基本方針を実現させるため、地域間交流や世代間交流を図り、区民と協働しながらハードとソフトの両面で整備を進めます。

(2) 区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎

- 区役所は、高齢者や障がい者などすべての人に配慮したユニバーサルデザインを取り入れ、区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎整備を進めます。
- 来庁者が西蒲区の観光・文化を知り、実際に現地を訪れるきっかけとなるよう、西蒲区の観光・自然や歴史・文化の魅力などの情報発信と各地域のイベント情報などを共有できる場の整備を進めます。

(3) 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎

- 災害時に司令塔として情報を集約し、関係機関や各避難所などと連絡調整を行う機能など災害対策拠点となる庁舎を整備します。
- 防災拠点としての役割は重要なので、建物の構造には十分な耐震性を確保します。

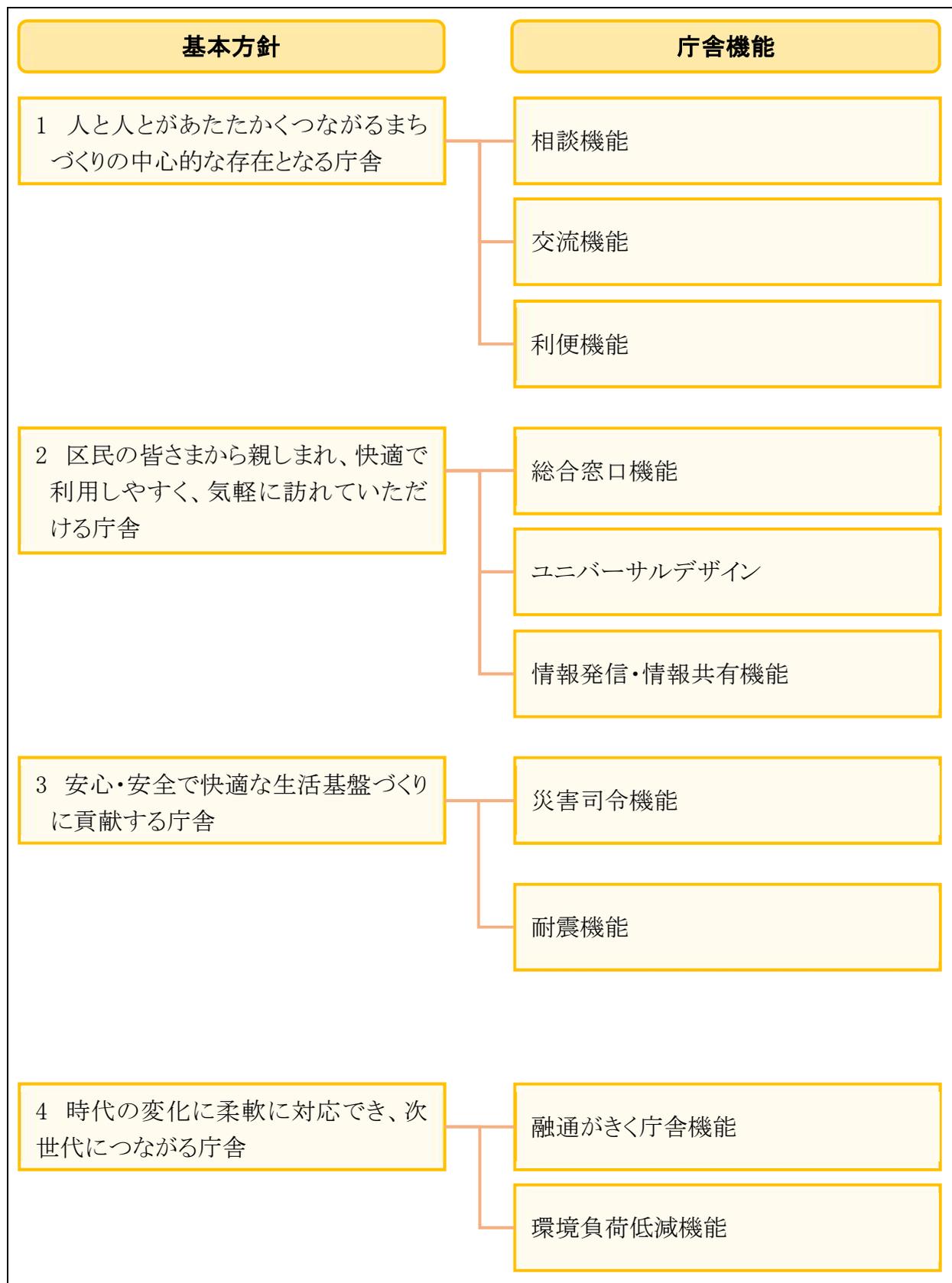
(4) 時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎

- 行政サービスのデジタル化や窓口業務の効率化などを推進し、人口減少の進行やデジタル化の進展といった社会変化に対応できる庁舎整備を進めます。
- 2050年ゼロカーボンシティ*実現に向け、新潟市地球温暖化対策実行計画に基づき、ZEB*化など環境配慮型の庁舎整備について検討していきます。

第4章 新庁舎整備の概要

1 庁舎機能と施設・設備の整備方針

<基本方針と庁舎機能の概念図>



基本方針1 人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在となる庁舎

(1) 相談機能

区役所では、福祉、介護、子育て、教育、市税など様々な相談業務を行っています。相談者のプライバシーに配慮するとともに、個人情報の保護など情報セキュリティに配慮した環境づくりが求められているため、必要な設備も含め整備します。

◇施設・設備の整備方針

①相談室

・相談業務を行う部署にプライバシーに配慮した個別相談室を適正に配置します。

②ついたて

・受付カウンターには「ついたて」を設置します。

(2) 交流機能

地域間交流や世代間交流を図り、区の一体感の醸成につなげるため、様々な人がゆとりをもって集える空間を整備します。

また、様々な活動が行える場として、有効利用できる仕組みづくりも併せて検討します。

◇施設・設備の整備方針

①多目的スペース、交流スペース

・様々な人々が、様々な活動に利用できるスペースを整備します。

(3) 利便機能

待ち時間を過ごせるスペースや行政手続きのデジタル化を進めるなど、来庁者の利便性向上に努めます。

◇施設・設備の整備方針

①広い待合室（ロビー）

- ・十分な広さの待合スペースを確保します。
- ・待合スペースは、区民にやさしい、落ち着きのある空間づくりに配慮します。
- ・来庁者が効率的かつ安全に移動できる動線を確保したレイアウトとします。

②デジタル技術の導入

・行政手続きのさらなるオンライン化や「書かない窓口」の実装を目指します。また、西蒲区内各出張所をオンラインで結ぶことで、区役所に行かなくても出張所での手続きが可能となるよう、区役所窓口の構築を検討します。

基本方針2 区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎

(1) 総合窓口機能

関連する部署をひとつのフロアに配置し、例えば、1つの窓口で専門職員が入り替わり窓口に出向く職員派遣型の窓口を目指すなど、利用者の移動の負担や手続きの簡素化に努めます。

併せて、番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムの導入など窓口の効率化を進めます。

◇施設・設備の整備方針

①組織ごとではなく、来庁者の用件に応じた窓口の設置

・ワンフロアに関連する部署を配置し、用件に応じて専門職員が窓口に出向くことによる窓口の一本化に努めます。

②番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムなどを導入

・受付をスムーズにし、待ち時間を短縮できるよう、番号発券機などの導入により窓口の効率化を図ります。

(2) ユニバーサルデザイン

子どもから、高齢者、障がい者などすべての来庁者が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した庁舎を目指します。

◇施設・設備の整備方針

①分かりやすい案内表示

・来庁者が迷うことなく目的の窓口へ移動できるように、色、形、大きさ、配置場所等を工夫し「わかりやすい案内表示」とします。特に高齢者に配慮した表示を取り入れます。

②バリアフリー化

・廊下、階段、エレベーター、駐車場などは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー新法)」及び利用円滑化誘導基準、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を踏まえ、手すりの設置や入口付近への思いやり駐車場の整備など、効率的かつ安全な動線を確認します。

③トイレや授乳室、ベビーベッドなど

・各フロアに、ユニバーサルデザインの考えに基づく多目的トイレを設置します。
・子育て関連窓口に対応した授乳室、ベビーベッドの設置も検討します。
・乳幼児期の子ども連れの保護者が落ち着いて相談・手続きできるスペースの設置も検討します。

(3) 情報発信・情報共有機能

来庁者が西蒲区の魅力を知り、実際に現地を訪れるきっかけとなるよう、西蒲区の観光・自然や歴史・文化、各地域のイベントなどの情報発信を図ります。

◇施設・設備の整備方針

①情報発信・共有コーナー

- ・パンフレット、チラシやポスターなどを配置するとともに、西蒲区を紹介する動画などをモニターで放映するコーナーを設置します。

②観光・文化資源などの展示や大きな図面の掲示

- ・西蒲区の祭り、各地域のイベントや観光・文化資源の展示コーナーを整備します。また、西蒲区内の地域がわかる地図も展示します。

基本方針3 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎

(1) 災害司令機能

災害時に司令塔として情報を集約し、関係機関や各避難所などと連絡調整を行う機能を備えた災害対策拠点となる庁舎を整備します。

また、西蒲区は甚大な水害を経験しているため、非常用発電設備を上層階に設置するなど水害に備えた庁舎を整備します。

◇施設・設備の整備方針

①災害対策室

- ・発災直後の初動期に対応するため、情報収集・発信機能及び各関係機関との連絡調整機能を備えた災害対策室を整備します。そこでは区本部会議も開催します。
- ・平時は普通の会議室として利用し、発災時に短時間で転用できるようにします。

②備蓄倉庫

- ・緊急時に最低限必要な資材及び食料を備蓄するスペースを確保します。

※区役所は西蒲区における災害対応の「司令塔」として、それに特化した機能を果たします。一方、「医療・保健・福祉対応拠点」や「物資集積・配送拠点」などは既存の出張所などに機能分散します。

③非常用発電設備や電気室を2階以上に設置

- ・停電時に十分な期間の活動ができる非常用発電設備や電気室を2階以上に設置します。

④庁舎の屋上利用

- ・災害時には屋上のスペースも有効活用ができるよう整備します。

(2) 耐震機能

防災拠点として、建物の構造には十分な耐震性を確保します。

◇施設・設備の整備方針

①構造的に十分な耐震性を確保

- ・大きな地震発生に備え、新庁舎の構造には十分な耐震性を確保します。

基本方針4 時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎

(1) 融通がきく庁舎機能

人口減少の進行やデジタル化の進展といった社会変化に対応するため、行政サービスのデジタル化や窓口業務の効率化などを推進します。

◇施設・設備の整備方針

①庁舎空間の効率化

- ・壁のないオープンフロアや執務室にフリーアドレス*を取り入れるなど、これからの業務スタイルに合った、庁舎空間の効率化を検討します。
- ・職員のPCにおけるネットワーク環境について、今後、有線と比較して無線が有益であると認められた場合、可能な範囲内で無線LANの導入を目指します。

②更新性のある設備

- ・将来、行政手続きのデジタル化の普及などで、執務室や、記載台等が削減された場合、そのスペースを有効活用できるよう、社会変化に柔軟に対応できる施設を検討します。

(2) 環境負荷低減機能

2050年ゼロカーボンシティ実現に向け、新潟市地球温暖化対策実行計画に基づき、ZEB化など環境配慮型の庁舎整備について検討していきます。

◇施設・設備の整備方針

①自然採光・通風設備

- ・照明や空調機器への負荷低減を図ります。

②再生エネルギー設備（太陽光発電等）

- ・太陽光発電設備など自然エネルギーの利用を積極的に進めます。

③緑化の推進

- ・シンボル植栽や駐車場緑化などによるみどりの保全、創出及び緑視の向上に努めます。

2 施設規模

◎新庁舎面積は、3,090㎡を上限とします。

この上限面積は、下記要素を検討し算出しています。

- ・施設規模については、総務省基準「地方債同意等基準運用要綱」標準面積を採用し、現在の区役所職員の人数、その役職の内訳人数により面積を算出したほか、市内で直近に建設した北区の面積と職員数を参考としています。
- ・オープンフロア化やデジタル化による庁舎空間の効率化により、極力コンパクトな庁舎規模を検討した面積です。
- ・庁舎に最低限備えるべき受付カウンターや執務室のほか、現庁舎にある会議室スペースの面積が確保できるよう検討した面積です。
- ・また、多機能化を目的とした交流スペース・多目的スペースの面積も算定しています。

(1) 現庁舎の延べ床面積

3,872.86 m²

↓

(2) 新庁舎面積の概算

3,090 m²

3 既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散

本市では、「新潟市財産経営推進計画」を策定し、効率的な管理・利活用など経営的な視点に基づき、計画的に公共施設等を維持管理する財産経営の取り組みを推進しています。

その計画の「財産経営の4本柱」中、「施設の最適化」では、公共施設は、基本方針に定める総量削減とサービス機能の維持という、相反する方針を推進するために、施設の有効活用の最大化を図る最適化を進めています。そのため、施設の利用状況などからサービス機能の必要性の検討や余裕スペースの活用など施設のあり方の見直しを進めることとしています。また、新築や増改築は、その後の管理・運営費などの財政負担を増大させることから慎重な判断が必要であり、比較的負担の少ない既存施設の転用など、今ある施設の有効活用を図ることとしています。

西蒲区では4つの出張所を有していることから、その活用のメリット、デメリットについて、西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議の委員から、「既存施設を活用すれば、庁舎整備経費が安く抑えられることも期待される」、一方で、「既存施設もすでに老朽化しているため、例えば出張所を改築すると、移転所属分のスペースを含めた規模の改築が必要となり、区全体での改修費用は増える」など賛否両論のご意見がありました。

既存施設を活用した区役所機能の一部機能分散については、「一部機能を分散することで駐車場や会議室なども分散利用され、ゆとりある利用が期待される」、「早くて安く庁舎建設できる」などのメリットの意見があった一方で、「来庁者の利便性を確保するためには、分散は極力しない方向でお願いしたい」、「部署間の連携が損なわれる恐れがある」などの意見もありました。

既存施設の活用の観点から、仮に西蒲区内のいずれかの出張所に現区役所の機能を全部移転することを考えた場合、どの出張所も増築などの改修が必要であることに加え、巻地区で行政サービスを提供する拠点を新たに設ける費用が必要となります。

一部機能の分散についても、西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議の委員から意見にもあるように、部署間の連携が損なわれることが十分考えられると同時に、それに連動し住民サービスの低下も懸念されます。

したがって、西蒲区役所の整備を進めている現時点においては、現在区役所に設置されている部署は、そのまま新庁舎に移転することが適切であるものと考えます。

4 多機能化について

本市では、市財産経営推進計画に示すとおり、施設の最適化で、建替えにあたっては、多機能化・複合化などを図り、管理・運営の一元化、効率化などを進めることとしています。

西蒲区では、新庁舎に必要となる機能についてアンケートを実施し、多く意見をいただきました。

アンケート結果を踏まえ、「交流スペース・多目的スペース」を整備し、新庁舎の多機能化を図ります。

なお、「災害に備えた備蓄倉庫」「防災資機材の保管庫」については、検討会議における専門家および委員からの意見を踏まえ、区役所に集中保管せず、区内出張所等に分散配備し、災害時のリスク分担を図ります。

また、国が進める自治体DX推進計画において「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと」が求められていることから、西蒲区役所の庁舎整備についても、同様な方向性で進める必要があります。

このような社会変化により、記載台などのスペースが不要となった場合、区民の方などが集える協働の場などへの有効活用も念頭に踏まえつつ、新庁舎の多機能化を目指します。

新庁舎に多機能化する機能

機能	目的・効果
交流スペース、多目的スペース	多種多様な人が集まり、そこで官民共創が芽生えることで、課題解決や、社会変革につなげられる場の提供が可能となる。

また、交流スペース、多目的スペースを活用し、区民が地域間交流や世代間交流を行うためのイベント開催など、区民と協働した事業展開を検討します。

5 施設計画

新庁舎整備では、新潟市財産経営推進計画に基づき多機能化を進め、施設規模の最適化と既存の公共施設の機能を連携させ調和を図りつつ、機能的で効率の良い施設を整備します。

(1) 整備工事での来庁者配慮

現在地で建替えることから、仮庁舎を建築する場合の場所の選定、引っ越し、また、新庁舎が完成し、仮庁舎から新庁舎への引っ越しまでの間、これまでと同様の行政サービスの提供ができるよう様々な面で配慮していきます。

(2) 新庁舎の事務室

事務室は、関連する部署や職員の情報共有が図れるよう、移動しやすい動線を確保しつつ、少人数の打ち合わせや作業ができるバックヤードと書庫を配置し、効率性の高い事務室を整備します。

職員の仕事がしやすい環境を整備し、来庁者への窓口サービス向上につなげるため、庁内での改善検討を進め、基本設計に反映させていきます。

(3) 倉庫兼書庫の整備

デジタル化推進により、文書量を極力減らすことに努め、既存施設の活用なども含め最小限の面積となるように整備します。

(4) 西蒲区らしい特色や特徴を取り入れた庁舎

これからつくる西蒲区役所についてのアンケート結果を踏まえ、木材をはじめとした自然や各地区の歴史文化、観光資源など西蒲区らしい特色や特徴を取り入れて整備します。

(5) 周辺道路の改良・十分な広さの駐車場の確保

周辺道路の改良を進めるとともに、区役所の敷地のセットバックを検討します。また、十分な広さの駐車場を確保することで、来庁者の利便性向上を図ります。

(6) 出張所等既存施設との連携強化

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議や各地区での住民説明会にて、区役所と出張所等既存施設との連携強化についての意見が多くありました。

災害対応時の区役所と各既存施設との役割分担や、デジタル技術の導入により、区役所に行かずとも近傍の出張所で用事を済ませることができる仕組みの構築など、既存施設との連携強化を図ります。

6 フロア配置計画

新庁舎は、超高齢社会や区民ニーズに対応したフロア配置とするとともに、将来的な社会変化に柔軟に対応できる庁舎とするため、低層階の庁舎が望ましいと考えます。

(1) フロア配置の考え方

- ・区民ニーズが多い窓口部署は、総合窓口として連携を図るため1階に配置します。
- ・手続きや業務が関連する部署は、来庁者の移動が最短となるよう隣接して配置します。
- ・来庁者の個人情報(プライバシー)に配慮するため、相談室を適正に配置します。
- ・災害対策室、非常用発電設備、電気室、備蓄倉庫は上層階に設置します。
- ・災害対策室は地域総務課に隣接して配置します。
- ・地震や火災などの緊急時に来庁者が安全に避難できる動線を確保します。
- ・来庁者用のスペースと事務室を明確に区分し、セキュリティを確保します。
- ・情報発信・情報共有コーナーは、多くの人が利用できるよう効果的な位置に設置します。
- ・交流スペース、多目的スペースは利用しやすいよう低層階に配置します。

(2) 関連部署の区分等

部門	関連部署	必要な諸室・機能
窓口・相談	①区民生活課 ②健康福祉課 ③巻地域保健福祉センター	・待合スペース ・相談室 ・介護認定審査会室
地域・教育	④地域総務課 ⑤西蒲区教育支援センター	・相談室 西蒲区教育支援センター用
産業	⑥産業観光課 ⑦農業委員会事務局西蒲区 事務所	
建設	⑧建設課	
管理	⑨区長	・区長室 ・災害対策室

第5章 整備手法・整備の流れ

1 整備手法

整備手法については、従来型手法*と、官民連携型であるDB(デザインビルド)*方式、DBO*方式、PFI*手法などが考えられます。

新潟市PPP*/PFI推進基本方針(ガイドライン)に基づき検討した結果、財政支出の一定の削減効果は認められるものの、老朽化による施設運営上の支障が生じる恐れが高く、事業の早期着手が望まれることから「PPP/PFI手法の適性がないもの」と判断しました。したがって、西蒲区役所新庁舎は従来型手法で整備します。

2 整備の流れ(想定)



○「令和6年能登半島地震」を受け、仮庁舎の建設に早く着工するなど、できるだけ早期の新庁舎完成を目指します。

用語解説

初出	用語	解説
P12	ざいさんけいえい 財産経営	市有財産を効率的に管理・利活用する取組み
P25	じゅうらいがたしゅほう 従来型手法	施設の設計、建設、維持管理、運営を個別に民間事業者に発注する又は公共が直接実施する手法
P12	しゅうやくか 集約化	複数の類似施設で提供されているサービス機能を1つの施設に集め効率化や機能の向上などを図ること
P14	ゼロカーボンシティ	脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素(CO ₂)の排出量を実質ゼロにすることを旨を表明した地方自治体のこと
P12	たきのうか 多機能化	ひとつの施設で複数のサービスを提供すること。廃止された施設が提供していたサービスを、別の施設が代替することにより、ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、サービス機能の維持や利便性の向上などにつながるもの
P12	ちようじゅみようか 長寿命化	適切な保全を行うことで、公共施設やインフラ資産を長期間にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること
P12	ふくごうか 複合化	施設総量の削減を図るため、近接した施設同士を統合や集約化すること。ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、できるだけサービス機能の維持に取り組んでいく
P19	フリーアドレス	フロアに、固定席を設けず、自由な座席で働くことができる形式
P12	ユニバーサルデザイン	「ユニバーサルデザイン＝すべての人のための計画・設計」を示し、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインしていくこと
P25	DB (Design Build)	民間事業者に設計、建設を委ね、資金調達は公共が行う手法
P25	DBO (Design Build Operate)	民間事業者に設計、建設、維持管理、運営を一括して委ね、資金調達は公共が行う手法
P25	PFI (Private Finance Initiative)	公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化や公共サービスの向上を図る公共事業の手法
P25	PPP (Public Private Partnership)	公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの
P14	ZEB (Net Zero Energy Building)	快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと

【作成担当】

新潟市西蒲区地域総務課

〒953-8666

新潟市西蒲区2690番地1

TEL:0256-73-1000(代)

FAX:0256-72-6022

E-mail: chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp